

現 行	新
<p style="text-align: center;">官庁営繕部評価手法研究委員会規程</p> <p style="text-align: center;">平成 10 年 9 月 30 日 建設省営計発第 94 号 最終改正 平成 27 年 2 月 12 日 国営施第 17 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 本規程は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」並びに「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」(平成 23 年 4 月 1 日付け国官総第 367 号、国官技第 422 号)に基づいて、官庁営繕部に設置する官庁営繕部評価手法研究委員会(以下「委員会」という。)の委員、組織、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。</p> <p>(委員会の事務)</p> <p>第 2 条 委員会は、官庁営繕事業の新規事業採択時評価、再評価、事後評価に関する評価手法の策定・改善に当たり、評価手法について審議し、意見の具申を行うものとする。</p> <p>(委員会の委員及び組織)</p> <p>第 3 条 委員は、公平な立場にある有識者のうちから、官庁営繕部長が委嘱する。</p> <p>2 委員会は、6 人で組織する。なお、定足数は 3 分の 1 とする。</p> <p>3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。ただし、通算任期は最長 6 年を限度とする。</p>	<p style="text-align: center;">官庁営繕部評価手法研究委員会規程</p> <p style="text-align: center;">平成 10 年 9 月 30 日 建設省営計発第 94 号 最終改正 平成 29 年〇月〇日 国営施第〇号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 本規程は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」並びに「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」(平成 23 年 4 月 1 日付け国官総第 367 号、国官技第 422 号)に基づいて、官庁営繕部に設置する官庁営繕部評価手法研究委員会(以下「委員会」という。)の委員、組織、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。</p> <p>(委員会の事務)</p> <p>第 2 条 委員会は、官庁営繕事業の新規事業採択時評価、再評価、事後評価に関する評価手法の策定・改善に当たり、評価手法について審議し、意見の具申を行うものとする。</p> <p>(委員会の委員及び組織)</p> <p>第 3 条 委員は、公平な立場にある有識者のうちから、官庁営繕部長が委嘱する。</p> <p>2 委員会は、6 人で組織する。なお、定足数は 3 分の 1 とする。</p> <p>3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。ただし、通算任期は最長 10 年を限度とする。</p>

現 行	新
<p>5 委員は、非常勤とする。</p> <p>6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>7 委員長は、会務を総理する。</p> <p>8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(委員会の庶務)</p> <p>第4条 委員会の庶務は、整備課施設評価室において処理する。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成27年2月12日から適用する。</p>	<p>5 委員は、非常勤とする。</p> <p>6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>7 委員長は、会務を総理する。</p> <p>8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(委員会の庶務)</p> <p>第4条 委員会の庶務は、整備課施設評価室において処理する。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成29年4月1日から適用する。</p>